

## 仙台市政務活動費収支報告書等のインターネットの利用による公開に関する要綱

(平成 30 年 3 月 5 日議長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市政務活動費の交付及び使途の公開に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 12 条の 2 の規定に基づく収支報告書等（条例第 10 条第 8 項に規定する収支報告書をいう。以下同じ。）のインターネットの利用による公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公開開始日)

第 2 条 インターネットを利用した収支報告書等の公開は、収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して 100 日を経過した日の翌日（その日が仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第 61 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに開始するものとする。

### (公開の場所)

第 3 条 収支報告書等は、仙台市議会のホームページにおいて公開する。

### (使用停止の要請)

第 4 条 議長は、条例第 12 条の 3 の規定に違反して、インターネットの利用により公開された収支報告書等から得た情報を不適正に使用した者に対し、当該情報の不適正な使用の停止を要請することができる。

### (その他必要事項)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、収支報告書等のインターネットの利用による公開について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

### (経過措置)

2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に交付された政務活動費に係る収支報告書等についてインターネットを利用して公開する場合における第 2 条の適用については、同条中「収支報告書等を提出すべき期限」とあるのは「平成 30 年 5 月 15 日」とする。